

(仮称) 町田市中学校給食センター（鶴川エリア）リース事業

自由提案事業実施に係る覚書

町田市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）が2023年 月 日付で締結した鶴川エリア中学校給食センター整備事業（建物賃貸借）（以下、「本事業」という。）において実施を予定する自由提案事業について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、2022年3月に甲が策定した「まちだの中学校給食センター計画～おいしく食べて地域みんなで健康に！～」を踏まえ、本事業の事業者選定において乙が提案した内容に基づき実施を予定する自由提案事業について、実施に向けた基本的な事項を甲乙で確認することを目的とする。

（自由提案事業の実施）

第2条 乙は、自らが提案した別紙1「自由提案事業の取組内容」の実施について、賃貸借契約期間にわたり誠実に取り組むものとする。

2 甲及び乙は、乙による別紙1「自由提案事業の取組内容」について協議し、実施内容、達成目標、役割分担及び費用負担等の詳細を決定する。

3 自由提案事業の実施においては、乙の提案により、甲が定める運営事業者と連携・協力して取り組むことができる。

4 自由提案事業の実施により得られた収益は、すべて甲のものとする。

5 甲は、乙が計画する自由提案事業について、地域へのサービス提供及び甲の財政負担軽減に対して効果を認める場合に限り、給食センター内に施設及び設備等を乙の責任及び費用によって導入することを認める。

（事業実施計画書）

第3条 乙は、自由提案事業の実施に向けて、自ら提案した別紙1（自由提案事業の取組内容）に基づき事業実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、甲とその内容について協議する。

2 自由提案事業の実施においては、前項の計画書に基づき、甲及び乙は本覚書とは別に業務委託契約を締結して推進する。

3 乙は賃貸借契約期間中、甲に対して新たな自由提案事業の追加又は変更を提案することができるものとし、その場合は新たな計画書を作成し、甲と協議するものとする。

(自由提案事業の中止)

第4条 甲は乙が次の各号に定める条件を満たさないと判断した場合、自由提案事業の実施について中止を指示することがある。

- (1) 施設整備や自由提案事業の実施において、主体事業である本施設の運営業務及び維持管理業務に影響を及ぼさないこと。
- (2) 学校給食法を始めとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのない事業であること。
- (3) 甲から許可を受けた内容と異なる自由提案事業を実施しないこと。
- (4) 自由提案事業の実施に伴い、乙の整備により形成された資産については、賃貸借契約期間終了時において乙の責任において撤去又は処分を行うこと。

2 乙は前項各号の規定を満たさないことにより甲から自由提案事業の実施について中止の指示を受けた際、甲に対し、一切の請求等を行うことができないものとする。

(本覚書の有効期間)

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から賃貸借契約期間終了日までとする。

(定めのない事項)

第6条 本覚書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本覚書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2023年 月 日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市
町田市長 印

乙

印

別紙1（自由提案事業の取組内容）